

令和7年3月21日

総務部

総務課コンプライアンス・行政管理係

電話：027-226-2027 内線：2027

「群馬県職員に対するカスタマーハラスメントの防止に関する基本方針」を策定しました

群馬県では、サービスを受ける人と提供する人が対等な立場で互いに尊重しあい、すべての関係者がともに連携、協力しながら、カスタマーハラスメントのない社会を目指すため、「群馬県カスタマーハラスメント防止条例」を制定します。

これを踏まえ、群馬県も一事業者として、職員に対するカスタマーハラスメントを防止するため、「群馬県職員に対するカスタマーハラスメントの防止に関する基本方針」を策定しました。

1 基本方針の内容

別紙「群馬県職員に対するカスタマーハラスメントの防止に関する基本方針」のとおり

2 施行日

令和7年4月1日

※群馬県カスタマーハラスメント防止条例の施行日と同日

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



群馬県職員に対するカスタマーハラスメントの防止に関する基本方針

群馬県では、すべての県民が幸福を実感できる社会を実現するための施策を推進しており、県民の皆様から寄せられる貴重な意見や要望を真摯に受け止め、業務に取り組んでおります。

一方で、一部の悪質なクレームや不当な要求など、カスタマーハラスメントに該当する行為から職員を守り、就業環境を維持することも、職務を適正に執行する上で大切な施策の1つです。

群馬県では、カスタマーハラスメントには組織的に毅然と対応することで、公正な職務の執行を確保し、県民から信頼される県政運営を推進するとともに、職員の人権を守り、職員が安心して働きやすい職場環境を整備します。

1 カスタマーハラスメントの定義

行政サービスの利用者等から職員に対して行われる暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言、長時間の拘束等の不当な行為であって、就業環境を害するものをいいます。

なお、「行政サービスの利用者等」とは、群馬県から行政サービスの提供を受ける者（今後提供を受ける可能性がある者を含む。）又は群馬県の業務に関する利害関係者をいい、職員が応対する全ての人をいいます。

2 群馬県としての取組

群馬県では、公正な職務の執行を確保するとともに、職員が安心して働きやすい職場環境を整備するため、カスタマーハラスメントに対して以下の対応を行います。

- ・カスタマーハラスメントがあった場合は、組織的に毅然とした姿勢で対応します。
- ・職員の心身の安全や健康を守るため、相談体制を整備します。
- ・職員へカスタマーハラスメントに関する知識及び対処方法の研修を実施します。
- ・必要に応じて、警察への通報や弁護士への相談等の対応を行います。

3 群馬県職員としての取組

職員は、行政サービスの利用者等の権利を尊重し、カスタマーハラスメントに係る問題に対する関心と理解を深めるとともに、その防止に資する行動をとるよう努めるものとします。

また、上記「2 群馬県としての取組」に協力するよう努めるものとします。

4 カスタマーハラスメントに該当する行為

※以下のような行為を想定していますが、これらに限るものではありません。

- 身体的な攻撃（暴行、傷害）
- 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言）
- 威圧的な言動
- 継続的な（繰り返される）、執拗な（しつこい）言動
- 拘束的な行動（不退去、居座り、監禁、長時間の電話）
- 差別的な言動
- 性的な言動
- 職員個人への攻撃・要求